

伊丹市監査委員告示第 11 号

監査結果に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づく定期監査結果報告に対して講じた措置の通知がありましたので、同条第 14 項の規定により公表します。

令和 7 年(2025 年)7 月 7 日

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

2 監査の対象部局

総務部	危機管理室	—
財政基盤部	財政企画室	経営企画課
市民自治部	市民サービス室	消費生活センター
健康福祉部	保健医療推進室	健康政策課
都市活力部	まち資源室	文化振興課
	都市整備室	都市計画課、建築指導課
都市交通部	みどり公園室	公園課、みどり自然課
農業委員会事務局	—	—
教育委員会事務局 こども未来部	こども室	次世代育成課、こども文化科学館
教育委員会事務局 生涯学習部	—	社会教育課、スポーツ振興課
ボートレース事業局	—	総務課

3 措置を講じた部局

都市活力部	まち資源室	文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習部	－	スポーツ振興課

4 監査の期間

令和 7 年(2025 年)4 月 4 日～令和 7 年(2025 年)6 月 3 日

5 監査結果提出日

令和 7 年(2025 年) 6 月 23 日

6 措置の内容

定期監査の結果に基づき講じられた改善措置については、別紙令和 7 年(2025 年) 6 月 27 日付け伊活ま文第 385 号及び令和 7 年(2025 年) 6 月 30 日付け伊教委生ス第 338 号の通知文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊 活 ま 文 第 3 8 5 号
令 和 7 年 6 月 27日
(2025 年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 保田 憲司 様

伊丹市長 中田 慎也

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 5 年度（2023 年度）に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

都市活力部 まち資源室 文化振興課

都市整備室 都市計画課、建築指導課

2 措置を講じた部局

都市活力部 まち資源室 文化振興課

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 7 年（2025 年）4 月 4 日～令和 7 年（2025 年）6 月 3 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

都市活力部 まち資源室 文化振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
Ⅰ 支出事務について (1) 文化財保護団体への補助金の額の確定について 令和5年度の補助金の額の確定の決裁を確認したところ、令和7年3月と大幅に遅延していました。補助金は事業の終了後30日以内に実績報告書を受領して審査及び確定を行い、精算が必要な場合は返還を求める必要があります。 会計年度独立の原則の趣旨にのっとり、速やかに補助金の額の確定を行ってください。 (2) 文化財保護団体への補助金に係る規程について 文化財保護団体への補助金については、現在は事務の詳細の規定がないため、事務の実施方法が不明瞭な状況です。早急に規程を定め、それを拠りどころとして補助金の交付事務を行ってください。 また、その際には、以下についても留意してください。 ①令和6年度の交付決定に係る決裁を確認したところ、何を補助対象経費と判断したのかが不明確な状況でした。補助対象経費の整理を行い、規定してください。また、補助金額の決定決裁において、補助対象経費の内訳がわかる資料を添付するなど、審査過程が明確になる仕組みを構築してください。 ②令和4年度から令和6年度における補助金の額について確認したところ、算出した金額の千円未満を切り捨てているケースと百円未満を切り捨てているケースと十円未満を切り捨て	補助金の額の確定手続を遅滞なく実施するため、所属内において事務手続の適切な執行をあらためて徹底するとともに補助事業者への指導を行いました。 文化財保護団体に対する補助金交付事務が適正かつ合理的なものとなるよう一連の事務手続の見直しおよび規程整備の検討に着手しました。

監査結果に対する措置について

都市活力部 まち資源室 文化振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
ているケースがありました。端数処理のあり方を整理し、明文化してください。 ③令和４年度から令和６年度の補助金の交付について確認したところ、いずれの年度においても事務が遅滞していました。適正な申請期日や交付時期を定めて、規定に従い事務を実施してください。	

(公 印 省 略)
伊教委生ス第338号
令和7年 6月30日
(2025年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 保田 憲司 様

教育長 太田 洋子

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和5年度(2023年度)に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

生涯学習部 社会教育課、スポーツ振興課

2 措置を講じた部局

生涯学習部 スポーツ振興課

3 監査の種別

定期監査(フォローアップ)

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

4 監査の期間

令和7年(2025年)4月4日～令和7年(2025年)6月3日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
1 組織管理について (1) 職場運営全般について 今回のフォローアップ監査では、令和5年度の指摘事項10件、口頭にて指導した事項6件の改善状況について調査しました。 前回定期監査以降、スポーツ振興課では、職員相互のチェック体制の強化や事務運営に係るチェックリストの作成などに取り組み、その結果、事務が改善したと評価したものもありましたが、前回監査時と同様の点についての指摘事項が1件、口頭にて指導した事項が2件あります。また、それら以外にも、スポーツ振興課において複数の事務処理ミスが発生したことが発覚しており、今後も事務の改善に取り組んでいく必要があります。 前回定期監査と同様の指摘等が続く点についての原因分析を行い、組織内で共有し、再発防止のための措置を講じてください。	ご指摘いただきました件につきましては、前回監査時になされた指摘事項10件、口頭指導6件について、改善に向け取り組みを進めてきましたが、3件については、同様の指摘がなされることとなりました。 今後は指摘事項について改善を図っていくとともに、事務処理ミスが生じないように、引き続き職員相互のチェック体制の強化など、再発防止に向け対策を行ってまいります。
2 財産管理について (1) 任意団体に係る会計事務について 伊丹市スポーツ推進委員会の事務局は、スポーツ振興課が担い、会計処理を行っています。令和6年度の委員会の会計事務を確認したところ、職員の私費による立替払が1件ありました。また、今回フォローアップ監査期間において、スポーツ振興課は、令和5年度の委員会の会計事務においても複数の事務処理ミスが発生していたことを確認しました。 これらの事態を受け止め、スポーツ振興課は、任意団体に係る会計事務のルールを策定	ご指摘いただいた件につきましては、令和7年度より課内にて、任意団体に係る日々の会計処理方法や事務局外の上席の監査を実施する規定などを掲げた会計事務処理についてのルールを策定し、運用を開始していることから、当該運用の着実な遂行により適正な会計処理に向け改善を図ってまいります。

監査結果に対する措置について

生涯学習部 スポーツ振興課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
し、令和7年度から運用を開始しているとのことです。 任意団体の適正な会計事務については、これまでも再三指摘を行っています。再発防止の徹底を図ってください。	